

一般財団法人岡山県消防協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人岡山県消防協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県岡山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、消防思想を普及徹底し、消防技術の向上と消防活動の強化を図るとともに消防団等の活性化を推進することにより、地域社会の災害防止と県民の安全・安心の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、岡山県内において、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 消防思想の普及啓発
- (2) 消防・防災に関する知識技能の向上及び人材の育成
- (3) 消防団の活性化、加入促進等の支援
- (4) 消防関係団体等が実施する事業への協力及び連絡調整
- (5) 消防・防災に関する調査、研究
- (6) 消防団員及び消防職員並びに消防功労者等の表彰
- (7) 殉職消防団員、殉職消防職員及びその遺族に対する弔慰救済
- (8) 消防団員、消防職員の福利厚生
- (9) その他この法人の目的を達するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会及び評議員会で定めた財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所に備え置く。

第4章 評 議 員

(評議員の定数)

第9条 この法人に、評議員19名以上24名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員は、この法人の理事又は監事もしくは使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の弁償を行うことができる。
- 3 評議員に関し必要な事項は、評議員会において別に定める規則による。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分の承認
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長のほか出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人2名が記名押印する。

第6章 役員等

(役員を設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上16名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、2名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局長に対して業務の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 25 条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の弁償を行うことができる。

3 理事及び監事に関し必要な事項は、理事会において別に定める規則による。

(会長)

第 26 条 この法人に、代表権を有しない機関として会長を置く。

2 会長は、岡山県知事の職にある者をもって充てる。

3 会長は、儀礼的な行為を行うほか、業務の執行に関し、必要な助言を行うことができる。

4 会長は、会議に出席して意見を述べることができる。

5 会長は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第 27 条 この法人の業務を遂行するため必要がある場合は、理事会の議決を経て顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、代表理事から諮問された事項について、代表理事に対し意見を述べることができる。

3 顧問及び参与は、無報酬とする。

4 顧問及び参与には、その職務を行うために要する費用の弁償を行うことができる。

第 7 章 理 事 会

(構成)

第 28 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 33 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 10 条についても適用する。

(解散)

第 34 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 35 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第 36 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 会 員

(会員)

第 37 条 この法人の目的を達成し、第 4 条の事業を行うために、次に掲げる者を会員とする。

(1) この法人の目的に賛同し、事業に協力する県内の消防団員及び消防職員

(2) この法人の経費を負担する岡山県内の市町村、一部事務組合及び消防関係機関

2 前項の会員のほか、この法人の目的に賛同し、次の事項に該当する者を、その功績等に応じ特別の会員とする。

(1) 特別会員 第 4 条の事業に協力しようとする個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人に金品を寄贈した者

(3) 名誉会員 この法人のために功績顕著な者

(特別会員等の委嘱)

第 38 条 特別会員、賛助会員及び名誉会員は、理事会の推薦により代表理事がこれを委嘱する。

第 11 章 事 務 局

(事務局の設置等)

第 39 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局職員は、代表理事が任免する。ただし、事務局長の任免は理事会の承認を得なければならない。

4 事務局に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

第 1 2 章 補 則

(地域の消防団体等との連携、協力)

第 40 条 この法人は、第 3 条に規定する目的を達成するため、県内の地域の消防団体等に第 4 条に規定する事業の協力を依頼するとともに、事業の円滑な運営のために連携するものとする。

2 前項の協力及び連携についての必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

(委任)

第 41 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 最初の代表理事は、土肥 祥嗣、業務執行理事は伏見義彦、大月 亮とする。

4 この法人の評議員は、次に掲げる者とする。

角田 保彦	鈴木 弘治	山本哲之進	藤田 眞樹
吉永 幸哲	三二 一正	宮尾 眞一	志多木精二
片山 修一	塩飽 満路	江口 一男	尾上 文博
遠藤 純二	延原 一生	稲田 泰男	亀川 啓文
小村 雅紀	山本 道明	光元 一郎	左居 喜次
松浦 秀樹	関 攝夫	近藤 晶彦	